

令和2年第1回鶴岡市地域包括支援センター運営協議会  
書面会議による質問・意見への回答

(1)地域包括支援センターの運営状況について【資料1】

【委員】

・包括支援センターの運営状況については、以前と比べ、多職種連携が進み特に医療についてはとても良く連携が取れて望ましい形になってきているように感じるがさらなる充実が求められる。

【事務局回答】

医療・介護連携の取組みについては、令和元年12月に鶴岡市、三川町の医療・介護・福祉事業所(全192カ所)を対象に、「医療・介護・福祉における連携の実態調査」を実施しました。

地域包括支援センターとの連携に関して調査対象機関のうち約81%が上手くいっていると回答し、連携が図られている一方、連携の課題も明らかとなりました。令和2年7月に調査結果をまとめた報告書を各調査対象機関へ送付しており、今後、調査で明らかとなった課題の解決に向け、関係機関と協働しながら取り組んでまいります。

【委員】

・地域包括支援センターの役割、どのような場合に連絡するかなど知らない人が多いのではないのでしょうか？(仕事上ではなく、プライベートの話であるが、今年度に入って包括に相談した方が良いのではないかとアドバイスした友人が2人いた)今まで以上のPRなども必要かと思います。

【事務局回答】

地域包括支援センターの役割等に関する地域住民への周知については市のホームページへの掲載のほか、各地域包括支援センターにおいては積極的に地域行事や会議、サロン等の場を利用し、担当者の顔写真入りのパンフレットの配布と説明等を行い、周知活動を行っているところですが、さらなる周知が図られるよう周知方法の検討も含め、今後も継続的に対応して参ります。

【委員】

・1 ページの右下の囲みの記載で、「介護予防ケアマネジメントにおいて多様なサービスを位置づけるまでにはいたっていない状況にあるため・・・」とあるが、介護予防・日常生活支援総合事業そのものが充実し、介護予防ケアマネジメントの受け皿は十分機能しているとの判断によるものか。その上での「ケアマネージャーや住民へ周知していく必要がある」と総括しているものか。

【事務局回答】

鶴岡市の介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防・生活支援サ

ービス事業の B 型(住民主体団体)、C 型の事業所は不足していると考えております。サービスの充実を図ると同時に、そのような中でも、介護予防ケアマネジメントにおいて、従前サービス利用ありきではなく、多様なサービスをプランに位置づけていかなければ、事業の推進にはつながらないため、引き続き周知していきます。

(2)指定介護予防支援ケアマネジメント業務委託について【資料2】

【委員】

- ・指定介護予防支援ケアマネジメント業務委託については市の方針である4項目に沿う委託により円滑に業務が遂行されると思われる

(3)令和2年度地域包括支援センター運営方針並びに各地域包括支援センター運営活動計画について【資料3】

【委員】

- ・令和2年度地域包括支援センター運営方針並びに各地域包括支援センター運営活動計画については8番目に災害時の要援護高齢者の把握と救助支援が盛り込まれており昨今の状況を反映させた計画になっている

【委員】

- ・運営方針1. について、PDCA サイクルを回すために協議会として評価に関わる頻度が少ないと思います。

【事務局回答】

地域包括支援センターの運営状況調査票を国に提出すると、全国指標に基づいた評価結果が示されることになっています。今回は、添付することができませんでしたが、「全国指標による地域包括支援センターの事業評価結果について」が示された後に運営協議会を開催することで、PDCA サイクルの充実を図ってまいります。

【委員】

- ・2.7.について、自立を支援するケアマネジメントは必要だが、「サービス利用しているから他の部分で自立できている」ということも考慮する必要があると思います。

【事務局回答】

介護保険制度におけるケアマネジメントは、介護支援専門員等が本人や家族等に面接し、生活全般の解決すべき課題の把握・分析(アセスメント)、サービス計画作成(プランニング)、サービス提供、モニタリング、評価、再アセスメントという過程で、対象者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に努め、有する能力

に応じ、可能な限りその人らしく暮らせるようにすることです。

困りごとに対して、単にサービスを補完する形のケアマネジメントではなく、その原因や背景をアセスメントし、適切なサービス利用や社会資源を活用し、高齢者の個々の状態に応じたケアマネジメントを推進して参ります。

**【委員】**

- ・4.について、インフォーマルの情報をどの程度把握できているかが重要だと思いますが、どのように把握を進める方針でしょうか。

**【事務局回答】**

地域包括ケアシステムの構築においては公的サービスのみならずインフォーマルな社会資源の把握を行うことも重要となります。各地域における社会資源の把握については各地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターがその業務において実施しており、これら把握された社会資源は地域の中で支援を必要とする人々への支援において有効活用が図られております。

今後も生活支援コーディネーターとの連携の強化を行い、資源の把握と有効活用を推進して参ります。

**【委員】**

- ・各センターの活動計画について、全体の運営方針とセンターの重点活動方針が同じ表現となっている部分が多く、独自性(地域性)にかけているのではないかと感じます。

**【事務局回答】**

市が作成した運営方針を踏まえ、各地域包括支援センターでは運営活動計画書を作成することになっていますので、同じ表現となっているものです。独自性(地域性)については具体的事業に反映されております。

**【委員】**

- ・前記、(3)地域支援事業の実施状況について、における①介護予防・日常生活支援総合事業【資料3】と連動するが、現在、市の包括ケア推進室で進めている、全世帯型地域包括ケア推進における(今年度、見直しが進められている「地域福祉計画」との整合性)地域包括支援センターをどの様に整理(エリアの見直し等)し、展開していくイメージになるか。

**【事務局回答】**

現在、本市におきましては、全世代にまたがる複合的な課題を抱える世帯への支援について、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、子ども家庭支援センター、鶴岡地域生活自立支援センターなど、各分野の関係機関が連携を図りながら対応を進めているところでございます。

全世代型地域包括ケア推進における地域包括支援センターの整理・展開するイメージについては、今後、国がモデル的に実施しております「断らな

い相談支援」や来年度から実施される「重層的支援体制整備事業」の動向も注視しながら、今年度策定予定であります地域福祉計画の中で検討してまいりたいと考えております。

**【委員】**

・資料 3、1 ページ 1.地域包括支援センターの機能強化において「総合相談の拠点として機能の充実を図る」されているが「全世代・全対象型」の地域包括支援を目指すものか。

**【事務局回答】**

現在、地域包括支援センターには 3 職種の専門職を配置し、地域に住む高齢者に関する多岐にわたる相談をワンストップで受け止め、関係機関と連携を図り、適切なサービス、制度の利用につなげるなど相談支援体制の強化を図っております。具体的に「全世代・全対象型」の地域包括支援体制をお示しできる段階ではないことから、当面はこれまでと同様に、高齢者への対応を中心に地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。